

特別支援教育

就学奨励費



○受付期間

令和6年4月8日から
令和6年4月30日まで

○対象者

市内在住の特別支援学級に在籍する
小・中学生の保護者

学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の
程度に該当する小・中学生の保護者

※ 経済的に困りであることを審査の上、認定します

○支給方法

裏面をご確認ください

※ 令和6年度認定者から支給方法に変更があります

○申請方法

彦根市電子申請サービス
または、特別支援教育就学奨励費受給申請書

QRコード



← 電子申請はこちらから

※ 詳細については、

ご案内文書または彦根市ホームページをご確認ください

U R L https://apply.e-tumo.jp/city-hikone-u/offer/offerList_detail?tempSeq=968

彦根市教育委員会事務局 学校教育課
(電話番号) 0749-24-7973

令和6年度から、 支給方法等に変更があります



これまで

① 申請

児童・生徒一人につき、1枚の申請書を記入。
(児童・生徒の人数分の申請書を記入)



小学校・中学校へ申請書を提出。



② 審査

認定の場合、学校から認定通知を交付。
不認定の場合、教育委員会から不認定通知を郵送。



③ 支給

小学校・中学校から、保護者口座へ特別支援教育就学奨励費を振込み。

令和6年度から

① 申請

児童・生徒の人数に関わらず、
兄弟姉妹分をまとめて電子申請1回でOK。
(申請書の場合も1枚でOK)
※就学援助費受給申請は、別途申請が必要です。

★ポイント

彦根市電子申請サービスで申請受付。
※申請書を提出する場合は、学校または教育委員会へ提出。

★ポイント



② 審査

認定の場合、学校から認定通知を交付。
不認定の場合、教育委員会から不認定通知を郵送。



③ 支給

特別支援教育就学奨励費は、年間3回程度に分けて、学校教育課から保護者口座へ直接支給。

★ポイント



こんな場合は、特別支援教育就学奨励費を保護者の口座に振込みできません…！

- 振込先口座番号が間違っている
- 申請者と振込先口座の名義人が一致しない
- 学校徴収金に未納がある

注意



特別支援教育就学奨励費の振込先口座を確認の上、申請をお願いします！